

附 則 (22 長崎業三 245 号)

(実施日)

この規定は、平成 23 年 5 月 6 日から実施する。

附 則 (23 長崎業三 99 号)

(実施日)

この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

附 則 (23 長崎業三 178 号)

(実施日)

この規定は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。

附 則 (24 長崎業三 50 号)

(実施日)

この規定は、平成 24 年 7 月 2 日から実施する。

附 則 (25 長崎業三 75 号)

(実施日)

この規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施する。

附 則 (25 長崎業三 173 号)

(実施日)

この規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施する。

附 則 (25 長崎業三 286 号)

(実施日)

この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 (26 長崎業三 297 号)

(実施日)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (26 長崎業三 322 号)

(実施日)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (27 長崎業三 202 号)

(実施日)

この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施する。

附 則 (27 長崎業三 266 号)

(実施日)

この規定は、平成 28 年 1 月 4 日から実施する。

附 則 (29 長崎業三発第 261 号)

(実施日)

この規定は、平成 29 年 12 月 29 日から実施する。

附 則 (29 長崎業三発第 341 号)

(実施日)

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (30 長崎業三発第 322 号)

(実施日)

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (2019 長崎業三発第 167 号)

(実施日)

この規定は、2019 年 10 月 1 日から実施する。

附 則 (2019 長崎業三発第 361 号)

(実施日)

この規定は、2020 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (2020 長崎業三発第 384 号)

(実施日)

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する

附 則 (2021 長崎事企発第 110 号)

(実施日)

この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施する

附 則 (2021 長崎事企発第 277 号)

(実施日)

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する

附 則 (2022 長崎事企発第 82 号)

(実施日)

この規定は、令和 4 年 11 月 4 日から実施する

附 則 (2022 長崎事企発第 143 号)

(実施日)

この規定は、令和 4 年 11 月 14 日から実施する

附 則 (2022 長崎事企発第 257 号)

(実施日)

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する

附 則 (2023 長崎事企発第 73 号)

(実施日)

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から実施する

附 則 (2023 長崎事企発第 244 号)

(実施日)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する

附 則 (2024 長崎推進発第 1223 号)

(実施日)

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する

附 則 (2024 長崎推進発第 1260 号)

(実施日)

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する

附 則 (2025 長崎推進発第 935 号)

(実施日)

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する